

○北杜市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

令和4年3月22日

告示第28号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、北杜市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する施策に関すること。
- (2) 北杜市成年後見制度利用促進に伴う中核機関事業実施要綱（令和4年北杜市告示第27号）による中核機関が実施する事業の実施方針に関すること。
- (3) 専門職団体及び関係機関の連携強化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹関係者
- (3) 保健、医療又は福祉に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

- 2 委員が委嘱又は任命された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。